

件名	愛媛県議会基本条例の一部を改正する条例
主管課	財政課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>1 改正理由</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）により、地方自治法において、議会の役割及び議員の責務が明文化されたことを踏まえ、本県議会の姿勢をより明確化するため、同趣旨を議会基本条例に追加するための改正を行う。</p> <p>2 改正の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○議会の役割について、県民が選挙した議員をもって構成されること等、法に規定する事項を追加（第2条） ○議員の責務について、誠実に職務を行う責務等、法に規定する事項を追加（第3条） 	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p>	